

1 坂町第2次行政改革推進計画について

坂町では、平成19年に策定した「坂町行政改革推進計画」に基づき、事務事業の見直し、職員の削減など様々な取組みを進めてきました。

しかしながら、社会の成熟化により住民ニーズや価値観は多様化、高度化する中で、きめ細やかで満足度の高い公共サービスを提供するためには、これまでの行政のスリム化、財政の健全化などの取組みだけでは限界を生じています。

坂町では、こうした課題に対応する行財政制度の改革について、単独町政の維持及び自主・自立の行財政運営を図る観点から、坂町行政改革推進審議会へ調査審議を諮問し、答申を受けたところです。

坂町第2次行政改革推進計画は、この答申に基づき、具体的な行政改革項目、実施方法、実施年度を提示し、町民にわかりやすいものになるよう策定しました。

計画の推進に当たりましては、町民と行政がまちづくりの目標を共有し、互いに協力することによって、「小さくても光り、輝きのあるまち」となるよう、自主自立のまちづくりに取り組んでまいります。

2 第2次行政改革の基本方針

(1) 満足度の高い行政サービスの提供 ～質の改革～

複雑、多様化する住民ニーズを的確に把握し、限られた人材と財源を有効に活用しながら、行政サービスの質の向上を図り、住民満足度の向上を図ります。

町民と行政がまちづくりの目標を共有し、それぞれが補完、協力しながら、協働の取組みを進めます。

(2) 自主自立が可能な行財政基盤の確立 ～身の丈に合った行財政運営～

事務事業の品質管理に努めながら、事業実施による成果の検証・評価に基づき、事務事業の廃止も視野に入れた選択と集中を行います。

また、町の財政状況、町が行うべき事業などを勘案しながら、身の丈に合った行財政運営を進めます。

3 計画期間

平成22年度の実績を含め、平成26年度までの5カ年計画とします。

なお、本計画については、社会経済情勢や国の制度改正など、坂町を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要に応じて修正を行うこととします。